令和 5 年 2 月のおたより

「見るのも嫌だ」と言ってしまったらしい前首相秘書官は、自分の身の回りにそうした人（LGBTQ＝性的少数者）は存在しないかのような前提に立つお役人の一人だったのでしょう。国民生活のための政策決定をする立場にある者が、生きづらさを抱える当事者への想像力を欠いてしまったら、法律は意味をなさなくなります。

KHJ（全国ひきこもり家族会連合会）では、発足当初からひきこもり基本法の制定を訴え、昨年の全国大会でも分科会で議論されていましたが、なかなかまとまりません。問題の一つは「ひきこもり」の定義が難しいことにあると思います。厚労省は「様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には 6 ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念」（要旨）としていますが、これも現在では見直しの必要が言われています。

法律の条文には初めに必ず言葉の定義があります。例えば「いじめ防止対策推進法」なら、＜この法律において「いじめ」とは＞というようにです。しかもその定義は年々変わり、その都度条文も微妙に書き換えられることがあります。

ちなみに、いじめ防止対策推進法ができてちょうど 6 年が経つ頃、いじめは減少するどころか「いじめ認知件数過去最多」との報道もありました。ネットやコロナによる社会環境の変化など、時代により言葉の意味や定義は変わらざるを得ません。

「たまたま困難な状況にあるまともな人」と精神科医の斎藤 環氏は言います。普通の人であるという状態像に、世の中はまだ追い付けていないのだと思います。　（K）

記

＜2 月度学習会＞

・日時：2 月 26 日（日）13：30～　（菜の花ホール）

・体験：「あきらめない人生　母として妻として」

80 代の親が 50 代のひきこもる子どもを支える「8050 問題」、その当事者として、さらに脳梗塞で右半身不随状態の夫を見守り続ける母親が語る回復への道のり。

・グループミーティング

参加資格：ひきこもり当事者およびそのご家族。

当日のご出欠をあらかじめご連絡ください。090-2335-1338 加藤＝ショートメール可